米子北高等学校 教務内規(抜粋)

(平成24年4月1日一部改定)

第 2 章 考 查

- 第 8 条 定期考査は、中間・学期末考査とする。但し、3 学期の中間考査は行わない。
 - (1) 授業時間数その他止むを得ない事情がある場合には、各学期の定期考査の うち1回に限り、教科会議にはかって実施しないこともできる。
 - (2) 実技を主とする科目においては、教科・科目の性格上、日常の学習状況・ 実技テスト・作品の提出などをもって観点別評価を行い定期考査にかえるこ ともできる。観点別評価の内容は、各教科会議、教育課程委員会、評価検討 委員会において協定するものとする。
- 第 9 条 受験しながら答案を提出しなかった場合は、当該科目を零点とする。
- 第 11 条 生徒が考査を欠いた場合は、「考査欠席届」(様式 4)を、科目ごとに、学 級担任を経て提出しなければならない。
- 第 12 条 考査を欠いた者には原則として追考査を行わない。但し、公認欠席、及び その他の正当な理由のため第 3 学年の最終考査を欠いた生徒には、成績を査 定するに足りる程度の成績物を提出させなければならない。これらの条件を 満たさない生徒の見込点は、1・2 学期の 50 %以下とする。
- 第 13 条 考査を欠いた場合の見込点は、本人の当該学期の考査得点と科目平均点と の割合を基準として、次の割合によって与える。

(1) 公認欠席者

 $100 \% \sim 80 \%$

(2) その他正当な理由で考査を欠いた者

 $100 \% \sim 80 \%$

(3) 処罰を受けたため考査を欠いた者

50 %

(4) 無届で考査を欠いた者

0 %

- (5) その他特別の場合については、その都度職員会議で決定する。
- 第 14 条 ある科目について、その学期に行う考査を全て欠いた場合は、その学期の その科目の成績は、評価しないでおくことができる。この場合、その学年の 他の 2 つの学期の素点を基準として、第 13 条に準じて見込点を与えた後、 学年成績を評価する。

第 3 章 学習成績の評定

- 第 15 条 学習成績の評定は、平素の学習状況及び考査の成績に基づき、次のとおりとする。同一コース内では、同一試験問題で考査をすることを原則とする。
 - (1) 評定は5段階法をもってあらわし、その配分は100点を満点とし、つぎの基準を原則とする。

評定 5 4 3 2 1

A: $(100 \sim 80$ 点) $(79 \sim 65$ 点) $(64 \sim 40$ 点) $(39 \sim 30$ 点) $(29 \sim 0$ 点)

B: $(100 \sim 75 点)$ $(74 \sim 60 点)$ $(59 \sim 40 点)$ $(39 \sim 30 点)$ $(29 \sim 0 点)$ A、Bの運用については別に定める。

- (2) 各学期の考査点・平常点の配分はそれぞれ 80 点・20 点とし、計 100 点満点とする。平常点の内容は、各教科会議において協定するものとする。 各学期ごとの平均点は、60 点程度になるよう配慮する。
- (3) 成績伝票(様式 5) に記載する各学期の成績は、100 点を満点とする素点を記入する。但し、第 3 学年の第 1・第 2 学期については評定点も記入する。学年成績は、各学期の素点の合計(300 点満点)を 3 で除した 100 点を満点とする素点(端数は切り上げる)と評定点を記入する。
- 第 16 条 学習成績概評の取扱いは、次によるものとする。
 - (1) 各生徒の評定点合計を履修科目数で除し(小数点第2位まで計算して 四捨五入) て小数第1位まで算出し、この平均点を基礎にして、 A・B・C・D・Eの5段階に評定する。

A B C D E

 $(5, 0 \sim 4, 3)$ $(4, 2 \sim 3, 5)$ $(3, 4 \sim 2, 7)$ $(2, 6 \sim 1, 9)$ $(1, 8 \sim 1, 0)$

- (2) 概評は、生徒指導要録の総合評定欄に段階別人数を記入し、本人の属する 段階に〇印をする。
- 第 17 条 復学・転入学した生徒の成績評定は、次により処置するものとする。
 - (1) 年度の中途において復学した生徒の、その年度の復学以前の成績は、休学前の当該時期の成績を活用して評定する。
 - (2) 年度の中途において転入した生徒の学年成績は、前籍校で得た成績を参考にして評定する。

第 5 章 単位認定・不認定

- 第 25 条 各科目の単位は、次の基準により学校長が職員会議にはかって認定する。
 - (1) 評定が2以上であること。
 - (2) 授業時数の5分の4以上の出席時数をもつこと。 但し、総合選択科目については、3分の2以上の出席時数をもつこと。
 - (3) 学習態度が著しく不良でないこと。
- 第 26 条 同一科目を 2 年以上にわたって分割履修する場合においても、履修する学年ごとに当該科目の単位認定を行う。
- 第 27 条 特別活動 (ホームルーム・生徒会活動・クラブ活動・学校行事) について は、それぞれの時数を合計し、認定・不認定の扱いは、各科目に準じて行う。
- 第 28 条 総合的な学習の時間については、教務部が別途提示する「総合学習の時間 数」に基づき、次の基準により認定する。
 - (1) 各学年の総時間数の3分の2以上の出席時数をもつこと。
 - (2) 学習態度が著しく不良でないこと。
- 第29条 学年成績において評定1の科目については、次項の取り決めをおこなう。
 - (1) 総合選択科目以外の評定1の科目について。 評定1の科目数が、履修科目数(総合選択科目を除く)の4分の1以下の者 については、職員会議に諮り必要ありと認められた場合、追考査を行い、 その結果により認定・不認定を決定する。認定の場合、評定は2とする。
 - (2) 総合選択科目について。 追考査は行なわない。また、その科目は不認定とする。
- 第 30 条 欠席時数については、 次項の取り決めをおこなう。

(1) 総合選択科目以外の科目について。

欠席時数が授業時数の5分の1を越える科目がある者は職員会議に諮る。 欠席時数が授業時数の5分の1を越え3分の1を越えない科目で、正当な理由 による欠時と認める者には、追指導を行い、その結果により認定・不認定 を決定する。

- (2) 総合選択科目について。 追指導は行なわない。また、その科目は不認定とする。
- 第 31 条 追考査及び追指導は次によって行い、その結果を職員会議に諮る。但し、 総合選択科目については、追考査及び追指導は行なわない。
 - (1) 追考査は各学期ごとに行うものとする。但し、第 1・第 2 学期は欠点者全員が受験することを原則とし、その結果により最高 30 点を限度として与える。第 3 学期は本章第 29 条に従って行う。
 - (2) 追指導は学年末に行うものとする。
 - (3) 本章第29条において追考査を認められた者は、指示された日までに「追考査受験許可願」(様式7)を、保護者連署のうえ学校長に提出しなければならない。
 - (4) 追指導を認められた者は、指示された日までに「追指導受講許可願」(様式 8) を、保護者連署のうえ学校長に提出しなければならない。
- 第32条次の場合は、単位を認めない。
 - (1) 第29条に該当しない場合の評定1の科目及び同条により追考査を行った 結果不認定とされた科目。
 - (2) 欠席時数が授業時数の3分の1を越えた科目。
 - (3) 第30条に該当しない科目及び同条により追指導を行った結果不認定とされた科目。
 - (4) 職員会議の結果、学習態度が著しく不良であると認められた科目。

第 6 章 修了・卒業・原級留置

第 33 条 次に該当する者は、定められた課程を修了したものとみなさず、原級留置 とする。

> 但し、(3)のイ. ウ. については、職員会議にはかり、正当な理由による ものと認められる者には修了を認定する。

- (1) 休学者。
- (2) 不認定の科目がある者。
- (3) 出席状態が不良で、次に該当する者。
 - ア. 欠席日数が授業日数の3分の1を越える者。
 - イ. 遅刻回数(始業時のショート・ホームルームの欠席:欠席日数分を含まない)が授業日数の7分の1を越える者。
 - ウ. 早退回数が授業日数の10分の1を越える者。
- 第 34 条 編・転入学者の前籍校における修得単位数の合計は、これが修了・卒業の 資料とされる場合に限り、「読替え」の如何にかかわらず、本校所定の最高 単位数までとする。
- 第 35 条 学校長は、生徒が学校において定めた教育課程にしたがい、毎学年本校所 定の単位を修得し、特別活動を履習した者に、修了及び卒業を認定する。前

記事項を満たさざる者については、職員会議に諮り審議の上、認定・不認定 を決定することができる。